

議員提出議案第 1 号

瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

提出者	瑞穂町議会議員	石	川	修
賛成者	〃	小	川	龍 美
〃	〃	村	山	正 利
〃	〃	村	上	嘉 男
〃	〃	古	宮	郁 夫

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 3 年法律第 6 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する
条例

瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 1 7 年条例第 3
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「基本構想に基づく基本計画の策定及び変更」を「基本
構想及び基本計画の策定、変更又は廃止」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（議会への報告等）

第3条 議会は、町長が前条に掲げる基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止をしようとするときは、町民の視点に立った効率的かつ効果的なものとするために、町長に対してあらかじめ報告を求め、又は意見を述べることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により定められた基本構想は、この条例による改正後の瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議決された基本構想とみなす。

瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (議決事件) 第2条 議会の議決すべき事件は、瑞穂町長期総合計画の<u>基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止</u>とする。 <u>(議会への報告等)</u> 第3条 議会は、町長が前条に掲げる基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止をしようとするときは、町民の視点に立った効率的かつ効果的なものとするために、町長に対してあらかじめ報告を求め、又は意見を述べることができる。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定により定められた基本構想は、この条例による改正後の瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議決された基本構想とみなす。	第1条 略 (議決事件) 第2条 議会の議決すべき事件は、瑞穂町長期総合計画の<u>基本構想に基づく基本計画の策定及び変更</u>とする。